



エー・ティー・エー株式会社
ATA Inc.
Bridging Asia To Asia

返戻金制度

無期雇用労働者について、事業主都合による解雇以外の理由により離職した場合は、求人者に対し以下のとおり紹介手数料を返還する。

退社時期	返金額
入社日から起算して 3 ヶ月以内	紹介手数料の 80%
入社日から起算して 6 ヶ月以内	紹介手数料の 50%
入社日から起算して 9 ヶ月以内	紹介手数料の 20%
1 年を超える場合	返金なし

以上